

寺院の長い歴史と人とのつながりを活かし
ともに願い ともに寄り添い ともに歩む

生き活き寺院

1 寺院1事業の手引き [入門編] (福祉活動・福祉事業)



御仏は近くに在りて想うもの
寺院は近くに在って集う場所

曹洞宗宗務庁

-
- 発刊に寄せて 宗務総長 釜田隆文…… 1
 - はじめに
曹洞宗寺院福祉審議会専門部会座長 萩野寛雄（東北福祉大学教授）…… 2
 - 寺院が生き活きする【福祉活動・福祉事業】 [高齢者支援]
 - Step 0 従来の寺院、僧侶の「布教活動」「社会貢献」
 - ・「寺院」とはなんでしょう？…… 6
 - ・寺院や僧侶が既に行っている活動…… 7
 - Step Ⅰ 寺院の特性を活かして、新たに始める「福祉活動」「地域貢献」
 - 《その1》コミュニティサロン…… 8
 - 《その2》認知症カフェ…… 9
 - 《その3》いきがいデイサービス……10
 - 《その4》栄養教室、料理教室……11
 - 《その5》防災拠点……12
 - 《その6》リハビリ、介護予防運動教室……13
 - Step Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業【福祉事業】
 - 《その1》通所型サービスB……14
 - 《その2》訪問型サービスB・D……15
 - Step Ⅲ 公的制度を活用して運営する福祉事業
 - 《その1》民家改修型デイサービスセンター……16
 - 《その2》遊休地活用型デイサービスセンター……17
 - Step Ⅳ 本格的な「福祉事業」（入所型等）
 - ・地域密着型小規模多機能事業所……19
 - 寺院が生き活きする【福祉活動・福祉事業】 [子ども・障がい児支援]
 - Step Ⅰ 申請等不要の寺院の宗教活動、地域貢献
 - 《その1》子どものたまり場（平成版寺子屋）……21
 - 《その2》お母さんのたまり場……23
 - Step Ⅱ 申請・指定が必要となる「福祉活動」「地域貢献」
 - ・放課後児童クラブ（児童福祉施設）……24
 - Step Ⅲ 高い専門性が求められる「福祉事業」
 - ・放課後等デイサービス（障がい児通所支援施設）……25
 - Step Ⅳ より難易度の高い福祉事業
 - ・地域共生型サービスセンター（高齢者・子ども複合サービス）……26
 - 福祉活動・福祉事業に活用できる資格等と取得方法
 - Step Ⅰ 福祉入門のための講座と資格等
 - ・認知症サポーター養成講座……27
 - ・防災士……27
 - Step Ⅱ 公的制度に関わる福祉事業を行う上での基礎的資格
 - ・介護職員初任者研修……28
 - ・福祉用具専門相談員……28
 - ・ガイドヘルパー（視覚障がい、全身性障がい、知的・精神障がい）……29
 - Step Ⅲ（参考）より高度で専門的な福祉資格
 - ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士……31
 - [表紙イラスト提供] 特定非営利活動法人（NPO法人）「二塚よりどころ」

発刊に寄せて

宗務総長 釜田隆文

多様化する現代社会において、多くの人びとがさまざまな悩みや苦しみを抱え、「生きにくさ」に直面していることは、ご承知のとおりであります。

私は、平成26年10月に宗務総長に就任し、「ともに願い ともに寄り添い ともに歩む」を施策のスローガンとして掲げました。これは、他のすべての人びとの幸せ、すべての生きとし生けるものの安らぎを自分の喜びとして生きていく「菩薩の誓願」を確かな価値観として共有し、四摂法（布施・愛語・利行・同事）に代表される発願利生の菩薩行を、僧侶・寺族・檀信徒が寄り添い、励ましあいながら一緒に行じていきたいと願うからであります。そして、その一緒に行じていく場である寺院を地域社会の「絆を深める場」に活かしたいと考えます。

平成24年に行った曹洞宗檀信徒意識調査において、現在の寺院の役割と今後果たしてほしい役割を調査したところ、檀信徒は、葬儀・年回法要の執行といった死者や先祖の供養を中心とした寺院の役割を認める一方、今後寺院が悩み苦しむ生者を受け入れることや社会に開かれた場となっていくことも期待していることが分かりました。

このたび、寺院福祉審議会では専門部会を設置し、寺院が今後も地域社会で存立していく助力となる方途の一つとして、社会福祉活動及び事業を提示したいと考えました。これらを通じて、寺院を広く開放して活性化させ「絆を深める場」にできれば、寺院を中心とした、地域での人びとの交流の場が生まれ、私たちが今まで以上に社会貢献を果たせるのではないかと思います。このことから、地域に深く根ざした寺院としての存在価値を高めることが出来ればと考えています。

この手引書は、そのような思いを持って作成いたしました。身近なところにある社会福祉活動はさまざまなものがあります。地域の高齢者の方がたが活動する場所の提供、傾聴、悩み相談、あるいは、参禅会や写経会など従来から行われている布教教化活動も該当するのではないかと思います。

ぜひ何かを見つけて活動してみたいかがでしょうか。そして、その地域との繋がりを足がかりにして、本格的に社会福祉事業を志すことも可能でしょう。

この手引書が1つ道標として活用いただければ幸いです。

今後もさらに宗門寺院が地域社会にとって必要とされる存在であり続けることを願ってやみません。

はじめに

曹洞宗寺院福祉審議会専門部会座長
東北福祉大学教授 萩野寛雄

私が所属する東北福祉大学は宮城県にある、宗門関係学校の1つです。

ご存知の通り、宮城県を含む東北3県では、東日本大震災による津波、原発事故等で、未だに多くの方が苦しんでいらっしゃいます。津波で幼くして親を失った子どもや、孫や子を失った高齢者など、苦しむ人びとの姿は見るに忍びません。

そういった中で、曹洞宗僧侶の各種ボランティア活動は、人びとの苦しみに寄り添った活動を継続しておられ、心より敬意を表します。

また、超高齢化が進む日本の社会では、苦しみを抱えた人が確実に増えることが想定されます。伴侶を亡くした等で独居を余儀なくされ、孤独感にたった一人で対峙する辛さを抱える高齢者が増加することは想像に難くありません。

この「手引き」は、こうした苦しむ衆生済度の為の福祉活動・事業をお考えの寺院に対する一助となればと思い、編纂させていただきました。古来より日本の仏教は、四天王寺四箇院や行基の社会事業など、福祉と強い関わりを有してきました。宗門でも、「一寺院一事業」の下で積極的に社会事業を進めた過去がございます。「舟を置き橋を渡すも布施の檀度なり、治生産業固より布施に非ざる事無し」ですので、寺院の福祉活動・事業はまさに「菩薩の誓願」を具現化するものであります。

更に21世紀は、超高齢社会に少子化が合わさることで、人口減少社会となります。農村部のみならず、都市部の人口も減少し、これに昨今の若者の宗教離れが加わると、寺院の存立基盤が大きく揺らぐ恐れがあることは従来から指摘されている次第です。この「手引き」では、そうした寺院の基盤強化に少しでも寄与が期待できる方策の一つとしても、寺院が担える福祉活動・事業の可能性を紹介させていただいております。檀信徒以外にも地域のあらゆる方が気楽に集える「場」となれば、それは寺院の存立基盤強化となります。また努力次第では、寺院の経済基盤を強化する可能性もございます。

こうお話しすると、「ハードルが高い」と第一歩を身構える方もいらっしゃるかもしれませんが、ご心配は無用です。寺院の既存の布教活動自体が、既に福祉活動・事業の第一歩となっているのです。こうした寺院の福祉活動・事業を通じ、地域のあらゆる人が集える「生き生き寺院」となり、寺院の存続基盤強化に寄与できることを祈って、本「手引き書」をお届けさせていただきます。

手引き書にある福祉関係の資格取得や事業立ち上げ、運営活動全般については、東北福祉大学もできる限りの支援をさせていただければと考えております。貴寺院が更なる「生き生き寺院」となることを心よりお祈り申し上げます。

Q. あなたの寺院は、地域の人が集まる「生き 活きた場」になっていますか？

- お檀家さんは、お寺によくいらっしゃいますか？
- お寺にお参りされる方は、減っていませんか？
- “社会資源”として、お寺は地域で十分に活用されていますか？

Q. あなたの寺院は、あらゆる人に優しい環境 になっていますか？

- さまざまな支援を要する人に、優しい寺院になっていますか？
- 入口だけで、あきらめて帰る人はいませんか？
- 階段やトイレは、誰でも使いやすいものになっていますか？
- 椅子や車いすは、用意されていますか？
- 寺院のバリアフリー化に、取り組んでいますか？

この「手引き書」は、あらゆる人びとが集まることができる「生き活きた寺院」になるための方策の一つとして、寺院の福祉活動・福祉事業の可能性を紹介する入門編です。

地域のあらゆる人びとが集える「生き生き寺院」になるために

		Step IV 福祉事業 (入居型等)
	Step III 福祉事業 (通所型等)	
	Step II 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問・通所型等)	
	Step I 福祉活動・地域貢献	
Step 0 布教活動・社会貢献		

Step 0	<p>[難易度] ー 寺院の従来の教化活動・社会活動 【布教活動】 【社会貢献】</p> <p>特別に新しいことを始めなくとも、既存の布教活動、社会貢献自体も既に福祉活動としての第一歩になりえます。</p>
Step I	<p>[難易度] ☆/★ 寺院の特性を活かして、新たに始める 【福祉活動】 【地域貢献】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寺院の境内や建物を提供するだけでも、貢献可能です。 2. ここで得られるバリアフリー環境への意識・配慮は、さまざまな困難をもつ多くの人が寺院を訪れるのを容易にします。 3. 将来、公的制度を有効活用して損益分岐点を上回る可能性もある福祉事業を展開したい場合の基盤整備となります。
Step II	<p>[難易度] ★ 介護予防・日常生活支援総合事業等 【福祉事業】 (訪問・通所型等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Step 0 で地域住民との関係性ができていれば、事業化が可能となり、継続性が担保されます。 2. 次の Step III へ行くための基礎作りとなります。 3. 地域住民と寺院が協力し合って主体となることが求められます。 4. 事業運営のやり方次第で赤字にならない運営は可能ですが、通常は多くの収益は見込みにくい事業です。
Step III	<p>[難易度] ★★ 公的制度を活用して運営する福祉事業 【福祉事業】 (通所型等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険などの公的制度を活用して行う福祉事業で、一定の経営能力が求められます。 2. 福祉事業に専従できる寺族、従業員が必要となります。 3. 社会福祉関連の資格をもった専門職の雇用が必要です。 4. 地域に新規雇用を生み出します。 5. やり方次第では損益分岐点を上回り、寺院経営の基盤強化にもつながる可能性もあります。 6. 地域の絆を育み、寺院本来の事業基盤強化にもつながります。
Step IV	<p>[難易度] ★★★ 難易度の高い本格的な【福祉事業】 (入居型等)</p> <p>○ 手引き「実践編」で取り扱う予定です。</p>

寺院が生き活きする【福祉活動・福祉事業】

[高齢者支援]

21世紀の日本は、「高齢社会」を超えた「**超高齢社会**」になります。「高齢者虐待」「介護心中」「老老介護」といった、苦悶する人びとの姿に心を痛めておられる方も多いはずです。

加えて21世紀は、少子化、多死化に伴う「**人口減少社会**」となります。過疎化の進む**農村部**のみならず、**都市部**での人口減少も確実です。こうした超高齢社会の難問を社会全体で解決すべく、地域のさまざまな資源を活用する「**地域包括ケア**」という枠組みが進められています。

若い世代の「**宗教離れ**」が深刻化している現在、寺院もこうした地域課題の共同解決スキームへ積極的に参加してみませんか？寺院、僧侶としての特性を活かしながら地域との関わりを深めることは、檀家にとどまらない地域住民全体と寺院との距離を縮め、**寺院の存続基盤を強化**します。地域での**新規雇用**も創出しますし、そこに寺族が参加することで、事業から給与所得を得られる可能性もあります。また地域との絆が深まるので、やり方によっては寺院の**基盤が強くなります**。

この「手引き」（入門編）では、**煩雑な申請を伴わずにすぐに実施可能な簡単な活動**から始め、そうした申請も多少必要な事業までを紹介いたします。身構えて、第一歩から格別に難しいことを新しく始める必要はありません。次頁以降のような寺院や僧侶の既存の取り組みから、寺院の福祉活動は既に始まっているのです。

・「寺院」とはなんでしょう？

一般に、多くの人びとにとって寺院とは「仏さまが祀られ、お坊さんが住むところ」と考えられています。そして、神聖な場所・特別な場所と感じられる空間でもあります。何故、神聖な場所・特別な場所として考えられるのか、それは私たちに備わっている純粋な宗教心に響く空間であるからです。だからこそ私たちは寺院という空間を、宗教活動の中心となる場所として大切に護持、活用をしていかなければならないように感じます。

「本堂で葬儀を」

平成27年度に実施された曹洞宗宗勢総合調査（結果速報）によると、私たち宗門僧侶が社会貢献活動と考えている内容について、葬儀や年回法要（法事）は75.4%もの高い数字となっております。その葬儀をどのような場所で営みましたか？の問いでは、民間団体・民間企業の斎場が69.0%となっており、寺院での実施は24.5%となっております。この数字については地域差や寺院毎の事情もあるかと推測されますが、寺院が宗教活動の中心であること、葬儀・年回法要を通じての社会貢献の活動の意識を踏まえるならば、寺院を会場とした葬儀の実施について積極的に模索していくことが必要でしょう。

「寺院を人が集まる場所へ」

昨今の人口過疎に関わる寺院の課題について、その課題解決は現実問題においてかなり困難なものと了解しております。しかしながら、寺院に住まわせて頂いている私たちだからこそ、少なくとも「信仰の過疎」については真正面から向き合わなければいけないのではないのでしょうか？人々が純粋な宗教心を感じることが出来る寺院という空間、社会資源の価値についてご一考頂ければと考えます。

・寺院や僧侶が既に行っている活動

現在、「特定の宗教を信仰する人」の割合は確かに減少していますが、一方で「宗教的なものにひかれる」若者は逆に増えています（「ISSP国際比較調査」NHK,2008）。寺院、僧侶への期待には、大きなものがあります。

従来から行われている寺院、僧侶の専門性を活かした「社会貢献」や寺院の「布教活動」自体も福祉活動としての意義を持ち、地域にも貢献しています。これらは、**Step I, II, III**の「福祉事業」に進む上で不可欠な、社会資本の基盤整備となります。例えば以下のものも福祉活動に繋がっていきます。多くの寺院は、既に福祉活動にむけた第一歩を踏み出しているのです。

- 葬儀、法事、傾聴、悩み相談等の檀務
- 坐禅会、写経会、日曜学校などの教化活動
- 民生委員児童委員、保護司、教誨師、調停員等としての僧侶の社会活動

【事例】 曹洞宗 玉泉寺 “よつばサロン”での法話（福島県大玉村）

福島県大玉村の玉泉寺では、坐禅会や写経会を開催しています。これに加えて先代住職が地元の大玉村社会福祉協議会会長だった経緯から、同協会が開催するさまざまな高齢者向け“サロン”（地元の高齢者がだれでも参加でき、芋煮を皆で味わったり体操したりなどさまざまな活動を行う）に深く関与し、法話を行ったりもしています。

こうした多くの寺院が既になさっている活動も、寺院の福祉活動に向けた第一歩となりえます。

更に進め、新しく福祉活動を始めるには、次頁以降のような例があります。

Step 1

寺院の特性を活かして、新たに始める「福祉活動」 「地域貢献」

《その1》

誰でも集えて、何でも話せる“コミュニティサロン” 「**遇茶喫茶（仮）**」

〔難易度〕 ☆

少子高齢化で、世帯構成は大きく変化しています。いまや、高齢者の「独居」や高齢者だけからなる「単独世帯」が四分の一以上を占め、近隣の人たちとの交流の機会も少なくなりました。また葬送の変化は、命の継続よりも個人の都合が優先する状況を生み出しています。寺院はまず、本来の人が集う場所としての役割を取り戻したいと考えます。

- 対象は、檀信徒に限らず地域の高齢者及びその家族。
- 地域の引き籠り防止や見守り等、「公民館的役割」を担います。
- 企画、集客、広報、運営等は、地域の方などが行います。
- 運営は、地域の方であれば基本的にだれでも（NPO,社会福祉法人、社会福祉協議会、地域包括支援センター、住民有志etc）結構です。
- 寺院は、気軽に集える場所の提供に応じるのみです。
- 時に寺族も加わり、参加者と同じ目線で意見を交わします。
- サロンの雰囲気情報交換など、地域のいろいろな方がたと顔見知りになれます。

【事例】広島県庄原市 曹洞宗 萬福寺

地域に開かれたお寺をめざし、会場の貸し出しにとどまらず、積極的にイベントや集まりの場を企画して提供します。曹洞宗萬福寺では地域の子どもや地域の方を対象に「人形劇」を催したり、法要の際、コンサートなど企画して人の集まりの場を創出しています。



《その2》

寺院の「畳の間」や「空いている建物」を活用して、認知症かもしれない人などを対象とした“認知症カフェ” 「一服庵（仮）」

[難易度] ☆



認知症高齢者800万人時代ともいわれる今日、うち300万人が軽度の認知症、「健康と認知症の狭間」の方がたです。この方がたは、認知症の診断までとどかないため、介護保険が利用できず、ご本人やご家族は困っています。「一服庵」は、この様な方がたとご家族のための日常の集い場、拠りどころです。

- 対象は、認知症の人や家族だけでなく、地域住民全員です。
- 寺院は、主催者に場所を貸すだけで福祉活動になります。
- 運営主体は、社会福祉法人、NPO法人など多様です。
- 月1回程度の開催ができれば、相当な地域貢献です。



【事例】社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜 認知症カフェ「午後の音楽Café」（仙台市）

1. この活動は、認知症の予防、早期発見、相談支援とサービス利用支援を目的としています。
2. 特別養護老人ホームリベラ荘のスペースを利用して、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、地域サークル、町内会が主体となり、国見ヶ丘地域包括支援センター（もうもう亭）及びせんだんの杜、認知症介護研究・研修仙台センター、法人各施設が共同してサポートすることにより、月1回開催しています。
3. 内容は、[プロ級音楽奏者の演奏—もの忘れや認知症に関するお話し—テーブルディスカッション]を基本にしています。地域住民が気軽に集って楽しめる場、参加者の交流や自己啓発、支援者とのつながりづくりを目指し行っています。

《その3》

寺院の「畳の間」や「空いている建物」を活用して継続的に開かれる
“いきがいデイサービス” 「無苦庵（仮）」

[難易度] ★



パートナーに先立たれたりして、地域に親戚やお友達も少ないため、日中、家に独りで過ごされている高齢の方々が多くいらっしゃいます。そうした方が、賑やかに集える拠りどころを提供します。

対象は、パートナーを亡くされた「独居高齢者」の方です。



- 主催は、寺院がなくても、行政、社会福祉法人、NPO法人等でもかまいません。寺院は場所提供のみでも可能です。
- 専門職の配置、雇用は必要ありません。
- 週1回～3回程度の開催が望ましいです。
- 昔ながらの顔なじみの方がたが、おしゃべりを楽しみながら、お茶や昼食を召し上がりに参集できる場にします。

【事例】社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜 「中山の家」（仙台市）

1. 民家を長期間賃貸借契約した建物で実施している定員10名の通所事業所です。
2. 障がい高齢者が利用しやすいように、助成金を利用して建物・設備をバリアフリーに一部改修しました。
3. 独り暮らしや二人暮らしの高齢者夫婦、日中独居高齢者、虚弱高齢者などに呼びかけて、日中の寄合処、お茶飲み処、お遊び処などとして居場所をつくり、興味・関心活動等の支援をします。
4. 利用料は茶菓代等の実費相当分で、スタッフは他業務兼務1人とボランティアです。
5. 自立支援と介護予防を併せたサービスでしたが、現在は公的制度はありません。
6. この事業所も、いきがいデイサービスから、介護予防を含む通所介護サービスに移行しました。
7. 現在でも、このようなサービスは要支援の前段階にある人を把握し、サービス利用に結び付けることにたいへん有効だといえます。

《その4》

寺院を活用した栄養改善指導や「台所」を活用した料理教室「**典座（仮）**」

[難易度] ★



写真は普門寺 広島精進料理塾

パートナーに先立たれて困られている方（主に高齢男性）や、その時に困らないように元気な時から料理を勉強しようと思われている高齢者が、長く元気でいられるような食事を心がけるための「学びの場」を寺院で開催します。

- 僧侶が精進料理を実際に伝授し、食事を共にしながら修行時代の話を交えて地域の方と語らえば、地域との関係強化も期待できます。
- 『典座教訓』『赴粥飯法』の作法に則った食事を通じて、参加者に“気づき”を促す食育を実施できます。
- 全世代の方を対象としていますので、世代を超えた交流を持てます。
- 費用は、材料実費のみから実施可能です。
- 料理教室を通じて、高齢男性の地域参加を促すこともできます。
- その場を活用し、「地域包括支援センター」（P33参照）と連携して介護予防の「栄養改善事業」を寺院にて提供することもできます。
- その場合のサービス提供は地域包括支援センターで、寺院は場所の提供のみ可能です。

【事例】曹洞宗 普門寺 広島精進料理塾

広島県広島市中区の普門寺では、永平寺での修行をベースとして、作法に則って調理をし、作法に則って食事をいただく料理教室「広島精進料理塾」を開催しています。

普門寺 広島精進料理

<http://www.zen-fumonji.com/maigre-dish/cooking-school.html>

《その5》

いざという時の準備、防災拠点「駆け込み寺（仮）」

[難易度] ★



写真提供：大本山總持寺

緊急時に、寺院が地域の駆け込み寺として避難所機能を果せるよう、檀信徒以外を含む地域の人と平時からともに準備しておきましょう。

- 対象は地域の方、全般です。
- 「地域包括支援センター」（P33参照）と連携し、地域の「避難マップ」や「災害弱者リスト」（高齢者、障がい者、子ども等）作成の「場」として、平時に寺院を場所として提供。
- 寺院を備蓄基地や防災訓練の場として活用し、地域の高齢者などを巻き込んで、平時から準備しておきましょう。
- 備蓄物資の期限が切れる頃には、それを活用した「サバ飯」（サバイバルめし）をみんなで食べて、防災意識を確認するイベントなどを寺院で開催してもいいです。

【事例】全日仏、釜石仏教会、SVA（マニュアル）、岩手県釜石市、大槌町（防災協定）
仏教NGOネットワークでは、『寺院備災ガイドブック』を刊行しています。

また岩手県釜石市と大槌町では、災害時に寺院を避難者収容施設とすることを定めた「地域の安心確保連携協定」が宗派を超えて釜石仏教会で行政と結ばれ、市内11寺院の災害発生時の避難者収容施設としての活用や被災者・遺族の心のケアや支援が合意されています。協定を通じ、震災時の課題だった物資の事前配備やスムーズな避難者支援につながることを期待されています。

《その6》

元気に長生き、リハビリ・介護予防運動教室「元気坊（仮）」

[難易度] ★



「一日でも長く、元気でいたい」という高齢者の方の想いを支援や自主的な運動グループに活動の場を提供します。

- 対象は、元気な高齢者の方です。
- 「地域包括支援センター」（33頁参照）と連携し、介護予防事業の「運動機能向上事業」を寺院で提供します。
- サービスは地域包括支援センターが提供しますので、場所の提供のみで専門家は不要です。
- 寺院の本堂など、広い「畳の間」を活用した運動・リハビリ教室を開きます。
- 地域の自主運動グループへも、運動の場を開放します。
- 介護老人保健施設と連携し、「モバイルリハ」提供も可能。

【事例】曹洞宗 興源寺、東北福祉大学、他（宮城県仙台市）

仙台市青葉区の興源寺では、地元の大倉地域包括支援センターが開催している地域支援事業の会場が工事中で開催不可能だった際、寺院の一部を提供し、寺院内で運動教室が開催されました。今もその門戸は開かれています。

また、宗門学校である東北福祉大学の予防福祉増進室「元気塾」でも、寺院や神社の一部を借りた運動自主グループの支援を行っています。また本願寺仙台別院教化センターの「すこやかサロン」でも、運動教室が開催されています。

ここからは、公的制度を活用して運営する福祉事業です。スタッフの雇用、初期投資、事業責任者、法人格取得等が必要で、リスクもある事業の紹介です。

Step II 介護予防・日常生活支援総合事業【福祉事業】

《その1》

“通所型サービスB”

[難易度] ★

介護予防通所介護は、平成29年度までに市町村ごとの「日常生活支援総合事業」へ移行します。（時期は各市町村で異なります。）

「対象者」

- 要支援1・2の人。
- 利用者の一部であれば、要介護者の利用も可能。
- 場合によっては、子どもや障がい児も利用可能（共生型）。

「運営基準」

- 有償・無償ボランティア（地域住民）が主体になって行う事業形態で、多様なサービスを自主的に行う活動の場とします。

「認可基準」

- 具体的には、各市町村が定めます。
- 従業者数、利用スペースの面積、設備・備品等は、事業実施に必要な人数や面積等と規定され、ゆるやかになっています。
- その他、感染症予防、事故予防、個人情報保護等が主要基準。

「多様なサービスの実施（例）」

- 従来の通所介護（デイサービス）とは異なり、実施する内容は利用者の心身状態や関心事に応じて、相当程度自由に設定できます。
 - ①体操や運動等による定期的な活動
 - ②趣味活動等を通じた日中の居場所づくり
 - ③定期的な交流会、食事会、サロン、ほか
- 市町村から一定の公的補助（助成）を受けることができます。

「利用料」

- サービス提供に必要な教材費、食費等の実費相当額となります。
- 上記以外の賃貸料、光熱水費等の事業運営経費は補助金（公的助成金）を充当します。

《その2》

“訪問型サービス B・D”

[難易度] ★

※通所サービス B とは異なる事項について

●訪問型サービス B

ボランティア等住民主体の自主的活動として行う生活援助（家事援助）等で、買い物代行、調理、ごみ出し、電球交換、代筆等が挙げられます。

●訪問型サービス D

通所型サービス等の利用や通院等をする場合の送迎
通院等をする場合の送迎前後の生活支援等

Step III

公的制度を活用して運営される福祉事業

《その1》

寺院の一角の空き施設を改修し、民家改修型“デイサービスセンター”

「つどい所 曹洞寺（仮）」

[難易度] ★

(通所介護事業所：33頁参照)



介護保険制度に基づく事業で、要介護認定や要介護認定を受けた方が日中に集う場です。（宿泊はしません）

- NPO法人格、社会福祉法人格が必要となります。
- 事業責任者（専従）が必要となります。
- 介護福祉士や看護師といった専門職を雇用する必要があります。（看護師は受け入れ人数により不要となります）
- 既存の建物を活用するにしても、バリアフリー等の改修費、介護機器等の購入など一定の資本が必要です。
- 法人設立、施設開設、運営ノウハウは、実践編で記載します。

【事例】社会福祉法人春日園 民家改修型デイサービスセンター（通所介護事業所）
「春日の家」（群馬県渋川市 曹洞宗 雙林寺）

1. 空き民家を買取り、改修した建物で運営されている定員9名の通所介護事業所です。
2. 民家改修・小規模事業所のため、自宅で生活しているような居心地の良い生活の場を提供しています。ご利用者は掘ごたつに入って居眠りをしていたり、本を読んだり、絵を描いたり、のんびりと時間を過ごしています。

《その2》

遊休地を活用し、建物を新築して“デイサービスセンター” 「青い鳥（仮）」

[難易度] ★★★

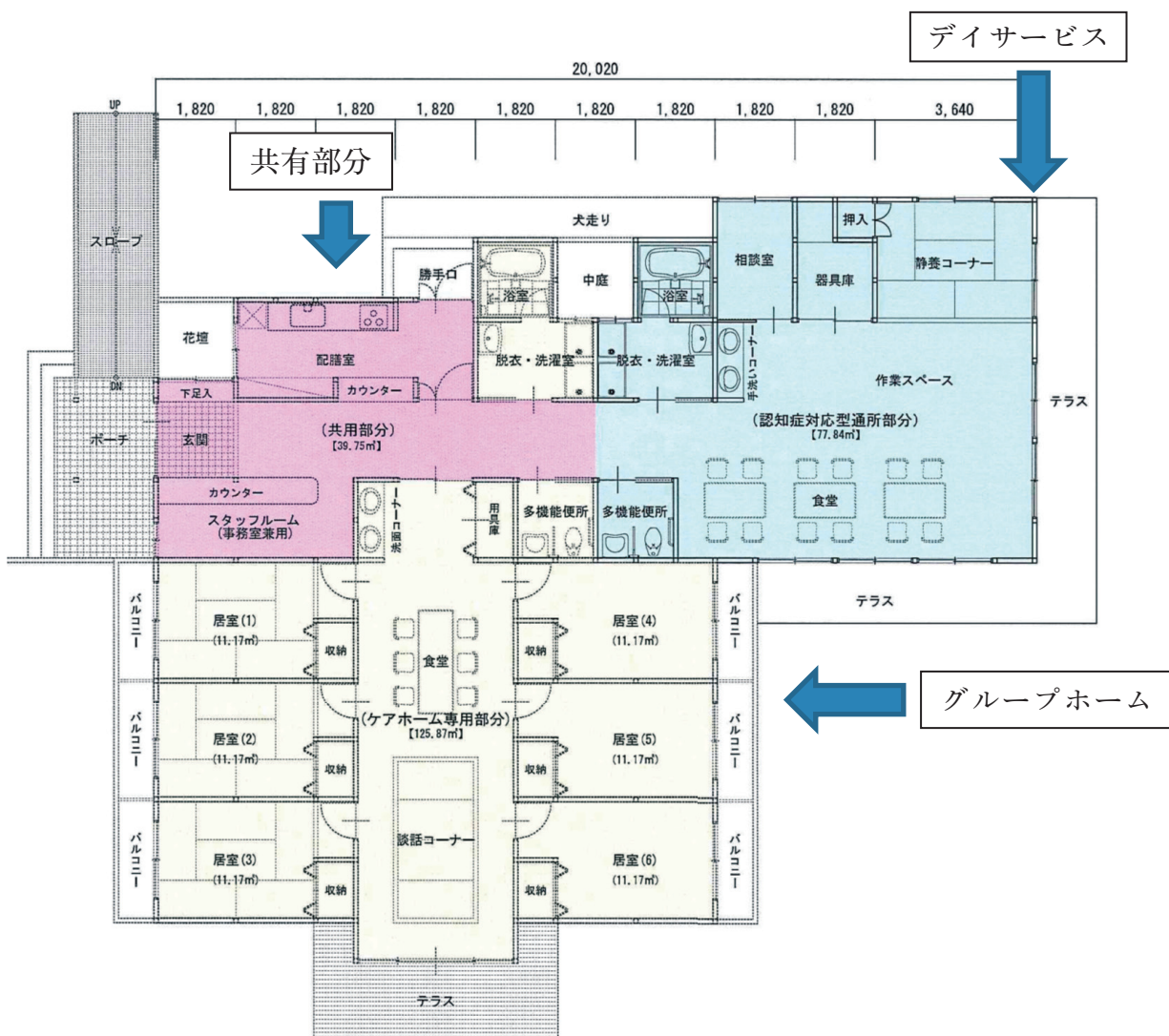
(通所介護事業所：33頁参照)



こちらも介護保険に基づきますが、境内や遊休地に建物を新築しての事業になります。

- 基本的には《その1》に準じます。
- 開業には、介護機器等の他に建物新設等のかなりの資本が必要になります。
- 法人格の取得から運営基準、人材確保の方法、人材育成等は、実践編で取り扱う予定です。

通常型デイサービスセンター（地域密着型）事業モデル例





【事例】社会福祉法人東城有栖会

「地域密着型デイサービス青い鳥」（広島県庄原市 曹洞宗 徳雲寺）

1. 新たに建物を建設して障がい者のグループホームを併設し、同じ敷地内に地域の託児所を開設して運営しています。
2. 高齢者のみでなく、障がい者や子どもたちとの交流を通じた楽しみがあります。

- 《その1》《その2》ともに、単一寺院だけで行わなくても事業実施は可能です。
- 専従の責任者を割く余裕が無い場合、通常の事業のように複数寺院が集まって代表を立てて、合同で事業を営みます。
- 新規に福祉事業を創設する場合、その地域や檀家に同種のサービスを実施している事業者がいる際は、注意が必要です。

ただし、

- 介護保険など、高齢者福祉制度に精通した専門従事者が必要です。
- 事業ですので、赤字になる可能性も有ります。
- 寺院への影響を含めた、リスクマネジメントが必要です。

更に最先端の本格的な福祉事業として、次のような事例もあります。

Step IV 本格的な「福祉事業」(入所型等)

- ・寺院の「遊休地」を活用し、デイサービスセンター＋ショートステイを併設した「二塚よりどころ」 [難易度] ★★★★★

見た目は普通の民家のような小規模施設でも、高齢者が日中に滞在できたり、短期的に宿泊できたり、地域で在宅生活するのに必要な支援を提供できたりする多機能な福祉施設です。高齢者だけでなく、障がいを持つ方、児童なども集えるようにもできる、「地域包括ケア」を担う福祉事業の最先端です。

- こちらにも介護保険制度に基づいた事業となります。
- 経営安定の観点から、「グループホーム」の併設なども将来的には考えられます。
- 法人格の取得から、人材確保、人材育成、運営のノウハウについては、実践編で取り扱う予定。
- 地域包括ケアを担う最新の施設形態になりますが、多職種連携が必要でかなりのノウハウが必要になります。

【事例】デイサービス「二塚よりどころ」(富山県高岡市 曹洞宗 歆盛寺)

富山県高岡市の歆盛寺では、境内に「富山型デイサービス」と呼ばれる施設である「二塚よりどころ」を建設し、運営しています。「よりどころ」では、高齢者、障がい者のデイサービス、ショートステイを提供しています。高齢者施設での勤務経験もある、仙田智治住職は、先代住職の看取り体験を通じて普通の民家のような小規模施設での高齢者介護の実践を志し、地域の拠り所、個々人の心の拠り所、支えの場を提供しています。



寺院が生き活きする【福祉活動・福祉事業】

[子ども・障がい児支援]

現代社会において、共働き世帯は増えることはあっても、減ることはありません。また、三世帯同居世帯も減少の一途をたどっています。子ども自身の育ち、保護者（親ら）による社会・経済活動と個人としての自己実現を手助けすることは、今や公益団体の社会的使命ともいえます。

そんな子どもの健やかな育成と日本の発展的未来のために、「子ども支援」の事業は、最も重要な社会貢献活動の一つです。

そこで、公費による安定した収入を得ながら、子ども支援を行って地域・社会貢献をしてみませんか？

最も需要があり、実践しやすいと思われる「通い」型事業を当面の目標に、紹介させていただきます。



Step I

申請等不要の寺院の宗教活動、地域貢献

《その1》

境内を活用した「子どものたまり場」

[難易度] ☆



子どもたちの「たまり場」「遊びの場」「育ちの場」「学びの場」となる「平成版 寺子屋」をつくっていきましょう。

- ①子どもが現代の電子的、仮想空間でのゲームから解放され、昔遊びや昭和的な遊びを「体験」できる。
- ②子どもが、古くて新しい遊びの体験から「新鮮味」を感じ、自分で自分に新たな「発見」をする。
- ③寺院の皆さんだけではなく、地域の中高年者や年長の学生がボランティアで学外教師となれる。（グループ教育や個別教育）
- ④子どもが、学外で他の子どもと交流することによって、自然に他者との「人間関係」を形成できる。
- ⑤都市部の公園ではボールも使えず、子どもが大声を出して思いっきり遊べる場が少ないです。一方、農村部では子どもが少なく、放課後に多くの友達と遊ぶ場が乏しい現状です。
- ⑥家庭に居るお母さんなども利用可能で、こうした場があると助かります。
- ⑦学習塾を併設すると、利用者を集めやすいです。

- 地域の行政、NPO、子育てサークル、ボランティア、学校、大学などと連携して企画、広報、運営を任せ、寺院は「場所」を提供。
 - 寺院、僧侶が講師や自ら企画する主催者にもなれます。
 - 広い境内を活用し、子どもが思いっきり遊べる場、自然と触れ合える場を社会貢献、児童福祉、社会教育として提供。
 - 地域の方がたに寺院に足を運んでもらえる契機になります。
 - 子どもを巻き込むと親も関係し、地域と関係性ができます。
 - 僧侶や寺族のボランティア参加で関係性が深まります。
- *この活動の公的助成は原則としてありませんが、民間団体の公募型助成金を受けられる可能性はあります。

《その2》

寺院の境内や一角を活用した「お母さんのたまり場」

[難易度] ☆



親子等が揃って訪れられ、お母さんなどの保護者もくつろげる「場」を用意しましょう。



- 行政の「子育て支援課」などと連携します。
- 地域の「子育てサロン」が求められていますが、施設の家賃がネックになることが多くあります。
寺院の空き建物、部屋を子育てサークルの集いの場としてお貸しいただければ、お母さんたちは助かります。
- 高齢者にも声かけして、地域の子育ての先輩である高齢者から相談、助言を得られる場にもできます。
- 運営を寺院自らが行う必要はなく、当事者（子育てサークルやNPO法人等）の自主管理に任せます。
寺院は場所提供だけでも可能です。
- 僧侶や寺族のボランティア参加で、関係性ができます。
- 幼稚園や保育園を併設する寺院では、その建物、スタッフ、ノウハウを活用できます。

【事例】社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜

国見ヶ丘せんだんの杜保育園「子育て支援センター」（仙台市）

1. この地域子育て支援センターでは、保育園内と園外施設を借りてアウトリーチした子育て支援活動を行っています。
2. 市民センター等の公共施設や低額で利用できる民間施設を活用することには、保育園を利用していない子どもたちの保育の場、保護者の交流や相談の場づくりを、その人たちの住いの身近な場所で行うことに大きな意義があります。そして、子どもと保護者の知り合い関係形成と友達づくりにも役立ちます。
3. 生活に身近な場所で、気軽に無料で利用できる、子育て相談や子どもの一時預かりなどは、これからの子育て支援に、ますます重要なサービスといえます。

Step II

申請・指定が必要となる「福祉活動」「地域貢献」

・児童福祉施設「放課後児童クラブ」(33頁参照)

[難易度] ★★★



「放課後児童クラブ」は、保護者が共働きなどで放課後留守家庭の子どもが通って、遊びや一時滞在できる生活の場を提供する施設です。対象は、小学校1年生から6年生までです。市町村によって現在おおむね10歳未満までとなっていて、平成30年度までに6年生までが対象となります。

●要法人格（宗教法人も可、申請方法等は実践編で記載します）

- ①保育園とともに、国が最も量的拡大を進めている施設の一つ
- ②運営費の二分の一は公費補助、残りは保護者負担が原則です。
- ③建物は、寺院の一部や境内を使って行うことが、十分に可能です。利用スペースの面積や職員（指導員）配置に基準はありますが、緩やかになっています。
- ④使用する建物設備の新設、改修や修繕に補助制度があります。

【事例】NPO法人 Tクラブ（曹洞宗のお檀家さんが運営）

1. NPO法人格を取得しての事業所です。登録児童数26人（面積基準：児童1人あたり1.65㎡畳一畳）、待機児童数0。
2. 小学校が徒歩10分にあり、子どもたちの放課後の居場所となっています。
3. 現代では薄れ無くなっている遊びの提供を心がけ、家庭環境の変化や少子化により希薄になってきているコミュニケーション不足の社会だからこそ尚更、子どもの集まる場所の提供に価値を求め運営しています。
4. お寺の境内地で運営を行った場合、学校の空き教室を利用して実施している学童クラブに比べ制限が少なく、遊び資源の豊富な環境を提供できる可能性があります。

Step III

高い専門性が求められる「福祉事業」

- ・ 児童福祉施設障がい児通所支援施設「放課後等デイサービスセンター」

[難易度] ★★★



障がい児通所支援施設の一つである「放課後等デイサービス」は、学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、子どもの生活能力の向上のため、社会との交流促進や訓練などを、日中帯に提供する施設です。対象は、小学校から高等学校に通う障がい児です。

施設の指定には法人格が必要です（宗教法人も可）。

[社会との交流の促進とは？]

- 余暇の提供として、子どもの状態に応じた遊びを提供します。
- 創作活動で自然とのふれあい、季節感が感じられる活動等を提供。
- 地域交流の機会の提供として、ボランティアや他の社会福祉施設との交流などを行います。

[訓練とは？]

- 学校で行っている活動を踏まえた自立支援などを行います。
利用定員は10名程度から設定できます。
建物の面積や職員には、一定の基準があります。
- 建物面積は、子ども1人あたり2.47㎡を目安としますが、厳密なものではなく、寺院の一部を利用することも可能です。
- 職員は、保育士や介護に関する研修を修了した人（介護職員初任者研修等）であれば配置出来ます。

【事例】社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜

放課後等デイサービス「杜の子ハウス」（仙台市）

1. 民家を賃貸した建物で実施している定員10名の通所事業所です。
2. 学校への迎え、自宅への送りなど比較的長距離で広域的にサービスを提供しています。
3. 他の事業所の利用を敬遠された中重度の子どもたちも受け入れて、個別・集団・屋外遊び、料理や絵画などの創作活動を通して、毎日楽しく、有意義な時間を過ごせるよう支援しています。

Step IV より難易度の高い福祉事業

・「地域共生型サービスセンター」

[難易度] ★★★★★



- 要法人格（宗教法人も可）
申請方法等は、実践編に記載します。

19頁の「二塚よりどころ」は、
この事例でもあります。
写真は「二塚よりどころ」

- 「宅幼老所」や「幼老複合施設」などと呼ばれる施設です。
 - ①「地域共生型サービス」は、小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障がい者や子どもなどに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせた柔軟なサービスを行う取り組みです。
 - ②通い（デイサービス）のみから、泊まり（ショートステイ）や訪問（ホームヘルプ）、居住（グループホームや老人ホーム）等など、サービス形態は地域の需要に応じて様々に設定可能。
 - ③このサービス形態におけるキーワードは、特に「小規模」「多機能」「地域密着」となります。
- 具体的には、子どもと高齢者それぞれに対するサービスを、一つの建物で一体的に提供するサービスです。
 - ①施設の形態では次のような施設をいくつか組み合わせて複合した事業です。
 - イ) 保育所、ロ) 放課後児童クラブ、ハ) 障がい児通所施設、
 - ニ) 高齢者デイサービス、ホ) 老人ホーム、など
 - ②いずれのサービスを複合していても、多くの場合は介護保険制度や児童福祉法に基づく事業となります。
 - ・建物の面積や職員配置などは、それぞれの事業の基準に対応して行います。
 - ・それぞれの事業に対応した建物設備について、新設や改修による設置のための補助制度があります。

福祉活動・福祉事業に活用できる資格等と取得方法

Step 1 福祉入門のための講座と資格等

A. 認知症サポーター養成講座

【内容】

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることができる人を養成します。何か特別なことをやる人ではありません。認知症の人を「理解し」「見守り」「応援する」人になりましょう。

【行える業務】

これは「資格」ではありませんので特定の業務はありません。受講者の日常生活や職業生活において知識や技術を役立て、認知症の人を地域で支える役割を担うことといえます。

【修得方法、所要時間、費用】

修得方法：集合研修

所要時間：60～90分間程度

基本費用：標準テキスト（1冊103円） オレンジリング（無料）

講師料（基準はありませんが、1人2,000円程度）

【修得可能な機関】

1. 地域包括支援センターや福祉施設等が実施する場合（不特定の人を対象）
2. 地域住民や職場（会社等）が自ら実施者となる場合（特定の人を対象）
 - 1) 町域（町内会、老人クラブ、地域のグループ等）
 - 2) 職域（企業・団体等の職場）
 - 3) 学校等の教育機関や社会福祉施設
 - 4) その他希望する団体等

B. 防災士

【内容】

防災士とは、「自助」「互助」「協働」を原則として、社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動について、十分な意識をもち一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人です。

【行える業務】

防災士は、身近な地域や職場において自発的意思に基づく互助、協働のリーダーともなる存在であって、災害によって生じる生命や財産に対する損害を軽減させる役割を担うものです。防災士資格は民間資格ですから、特別の権限や義務をもつものではありません。

しかし、防災士として防災に関する一定レベルの知識と技術をもち、減災と防災に実効ある大きな役割を果たし活躍することで、地域や職場における価値ある存在として高い評価と期待がもたれるようになってきています。

（例）学校、鉄道・電力・水道・通信等のライフライン企業、郵便局、ガソリンスタンド等

【修得方法、所要時間、費用】

修得方法：①自宅学習及びレポート作成＋②集合研修・資格取得試験（2日間程度）

所要時間：集合研修・資格取得試験（計：19時間程度）

基本費用：計：40,000円程度（受講料・受験料・登録料）

【修得可能な機関】

1. 学校：東北福祉大学、等
2. 民間団体：（株）防災士研修センター、等
3. 自治体：山形県等の養成事業を実施している自治体

C. 介護職員初任者研修

【内容】

今後訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず最低限の知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスとして身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できることを目的とします。

【行える業務】

在宅・施設を問わず介護サービス全般で働くことができる介護の基礎資格です。訪問介護では介護福祉士登録者でない場合、介護職員初任者研修の修了が最低限必要。

【修得方法、所要時間、費用】

「職務の理解 6 時間」「介護における尊厳の保持・自立支援 9 時間」「介護の基本 6 時間」「介護・福祉サービスの理解と医療の連携 9 時間」「介護におけるコミュニケーション技術 6 時間」「老化の理解 6 時間」「認知症の理解 6 時間」「障害の理解 3 時間」「こころとからだのしくみと生活支援技術 75 時間」「振り返り 4 時間」計 130 時間（自宅学習を含む）

【修得可能な機関、費用】

都道府県の指定を受けた研修機関が実施しており、大学、専門学校、社会福祉法人等の公益法人、企業等の民間事業者など様ざままで、料金も機関により異なります。（目安として 6～12 万円）通信教育での取得も可能です。

（さらに幅広く）

D. 福祉用具専門相談員

福祉用具専門相談員指定講習会

【内容】

尊厳と自立ある生活、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしの保持のために障害の度合いを適切に判断し、介護保険や障害者福祉に関する知識を駆使して、的確な福祉用具の選定と提供や住環境改修への提案などを行います。また積極的なバリアフリー化のために福祉用具をいかに活用するか、併せて、障害の有無で分け隔てされることのない社会作りや街づくりのための専門的知識も学びます。

【行える業務】

その人に合った福祉用具の提供。また福祉用具貸与事務所には、必ず 2 名以上の福祉用具専門相談員を配置することが定められています。なお、平成 27 年 4 月より、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラム内容と福祉用具専門相談員の要件が以下のとおり変更されました。

- ①授業時間が 10 時間追加され、1 時間の修了評価（筆記試験）も行われることとなりました。
- ②福祉用具専門相談員の資格要件が「国家資格保有者」と「福祉用具専門相談員指定講習修了者」のみとなりました（例えば、介護職員初任者研修修了者は資格要件から外れることになりました）。

【修得方法、所要時間、受講費用、受講資格など】

50 時間（7 日間）、どなたでも受講可。「福祉用具の役割、多種にわたる機器への知

識」「フィッティングや使用方法の説明」「福祉用具・機器の特徴と選定、活用」「介護保険制度、社会保険制度、障害者基本法や障害者差別解消法の理解」「医学モデルから社会モデルへの理解」「福祉用具専門相談員の役割と職業倫理」「高齢者、障害者の暮らしの実状や、その身心の理解」、「『生活の質』の向上」「介護技術」「介護サービスにおける視点」「医師、看護師、理学療法士、ケアマネージャー、介護福祉士等の専門職との連携」、「住環境の改修」「暮らしやすい街づくりと福祉用具の活用の理解」「福祉用具の供給の仕組み」「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成への理解」「修了評価」。受講は、上記同様。受講費用は、5万～6.5万円程度。

E. ガイドヘルパー（同行援護）視覚、全身、知的・精神

・同行援護従事（業）者（視覚障害者同行支援者）養成研修

【内容】

視覚障害者への移動介護等の必要な知識と技術を習得します。

【行える業務】

一人ひとり異なる見え方（見えなさ、見えにくさ）を理解。かつ、その方の尊厳を大切に、安全、安心を確保しながら通院や買い物、旅行などの外出に同行。代読や代筆などのコミュニケーション支援や更衣、排泄、食事等の援護（支援）を行います。

【修得方法、所要時間、受講費用、受講資格など】

①一般課程→20時間（3日間）、どなたでも受講可。

「視覚障害者（児）の福祉と制度とサービス」「障害、疾病の理解」「障害者（児）の心理の理解」「代筆、代読の基礎知識」「同行援護の基礎知識」「基本・応用技能」など。

②応用課程→12時間（2日間）、一般課程を修了した人。

「障害、疾病の理解・2」「場面別基本・応用技能」「交通機関の利用」など。自治体や社会福祉協議会及び指定を受けている専門学校やNPO、会社などで実施。費用は3～4万円程度。

・行動援護従事（業）者（知的障害・精神障害者行動支援従業者）養成研修

【内容】

知的、精神障害の方が外出する際の必要な知識と技術を習得します。

【行える業務】

知的、精神障害の方の外出に付き添い、その方が安心して社会参加ができるよう支援します。なお、外出時に限らず日常生活全般についての行動の特性やご本人及びご家族の心理についても理解を深め、実践的な行動援護に繋がります。

【修得方法、所要時間、受講費用、受講資格など】

①20時間（3日間）、どなたでも受講可。ただし、自治体によっては、介護福祉士や介護職員初任者研修修了者（その予定者）などを前提とするところもあります。

②「強度行動障害がある人への基本的理解」「強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識」「行動障害がある人の固有のコミュニケーションの理解」「行動障害の背景にある特性の理解」「危機（危険）対応と虐待防止」など。

受講は、上記同様、指定を受けているところです。ただし、これも自治体によっては、「知的」に3時間、「精神」に3時間を充てているところもあるので、予め確認する必要があります。費用は、3万円程度。

・全身性障害者移動支援介護従事（業）者養成研修

【内容】

全身性障害者の人の移動は主として車いすなので、その支援に必要な知識と技術を習得します。全身性障害者には、筋ジストロフィーの方や、寝たきりになりがちの方、あるいは脳性まひの方などもいるので、そうした方がたについての理解も深めます。

【行える業務】

外出時（通院、買い物、映画鑑賞、旅行等）における、その車いすの介助、あるいは更衣介助、移乗、その他を通じて、その方の自立を支え、地域社会への参加を支援する。専門的知識も必要となります。

【修得方法、所要時間、受講費用、受講資格など】

8時間（講義5時間、演習3時間・1日）。ただし、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（予定者）などの資格が必要。

「ガイドヘルパーの制度と業務」「重度脳性まひ者等の全身障害者を介助するうえでの基礎知識」「重度肢体不自由者における障害の理解」「移動介助の方法と注意」「コミュニケーションについての理解」「車いすの操作、構造などの理解」「介護技術の確認」。受講は、上記同様。費用は3.5万円程度（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者などは科目免除あり。その場合は、2.5万円程度）。

（なお、どの講座も、予め実施主体に具体的に確認する必要あり）。

Step III

<参考> より高度で専門的な福祉資格

本格的な収益を期待する場合、以下の資格取得や経営能力が必要

F. 介護福祉士

【内容】

お年寄りや身体の不自由な方の介護をする専門国家資格です。

【行える業務】

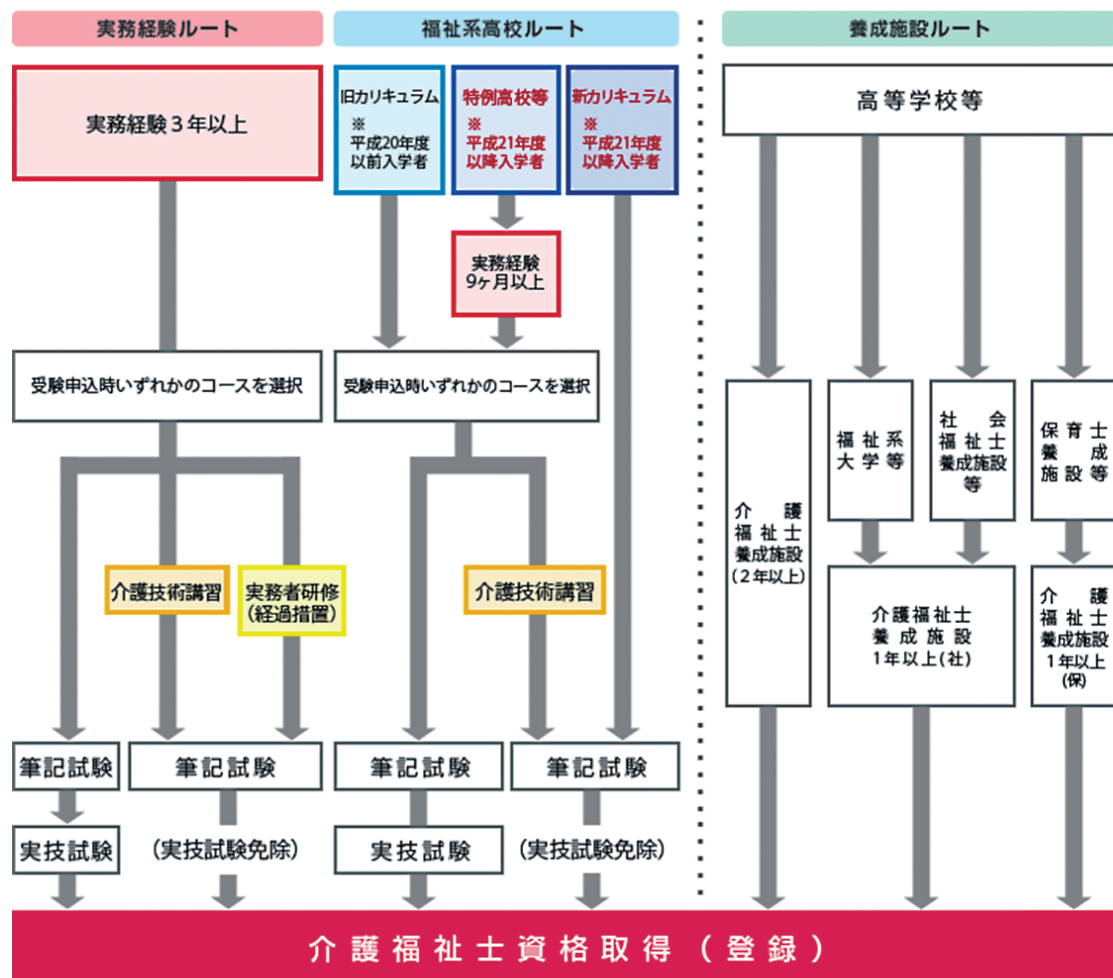
食事や入浴、車いすでの移動補助などの身体介護や、利用者への相談・助言など介護サービスの中心となる重要な業務です。

【修得方法、所要時間、費用】

一定の養成施設を卒業して資格取得するか、福祉系の高校で所定のカリキュラムの単位を修得・卒業して国家試験を受験する方法と、介護の現場で3年以上実務経験を積み受験資格を得る方法があります。3年以上とは具体的に従業期間1,095日以上かつ従事日数540日以上です。試験内容は筆記試験と実技試験があります。

※介護福祉士の受講スタイルには通信制と通学制があり、「実務経験3年以上」で実務者研修を受講し修了した方は「実技試験」が免除されます。

※平成28年4月以降、法改正により取得には国家試験が義務付けられます。



公益財団法人社会福祉振興・試験センターHPより

【修得可能な機関】

介護福祉士養成施設協議会に参加する400余りの学校及び機関において受験資格を取得できます。実務者研修受講料はおよそ15～20万円。
国家資格受験手数料13,140円。

（参考）更に高度な専門資格

- | | |
|---------|--|
| 社会福祉士 | 相談業務を専門とする国家資格です。資格取得には養成校を経て受験資格を得ます。 |
| 精神保健福祉士 | 精神障害者の相談業務を専門とする国家資格です。資格取得には養成校を経て受験資格を得ます。 |

資料

種類	内容
地域包括支援センター	<p>○要支援・要介護・自立・非該当の人など 1) 市町村が、おおむね中学校区に1か所設置。(民間法人への設置・運営委託が多い) 2) 総合相談支援 電話相談・訪問相談・来所相談等を受けて対応、支援します。(すべて無料)</p>
認知症カフェ	<p>カフェスタイルで、認知症の本人や家族の支援、地域住民の啓発等を行います。特に認知症の人を発見して必要な支援につなげること、家族の支援を行って介護負担を軽減すること、地域住民への認知症の啓発などを行います。日本では現在までのところ、特定の方法は定められていませんので、自由な形態で実施できます。</p>
通所介護 介護予防通所介護 —福祉系デイサービス—	<p>○要支援・要介護の人 入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行う日帰りのサービスです。</p>
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 —認知症デイサービス—	<p>○要支援・要介護の人 認知症による行動障がいや心理症状が認められる人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行う日帰りのサービスです。</p>
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の放課後に小学校の余裕教室、児童館、その他の建物・スペースを利用し、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。</p>
放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
宅幼老所・幼老複合施設 —地域共生型サービスセンター—	<p>○要支援・要介護の人、障がい者、子どもなど 小規模で家庭的な雰囲気が高齢者や障がい者、子どもなどに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせた柔軟なサービスを提供する取り組みです。通い(デイサービス)のみから、泊まり(ショートステイ)、訪問(ホームヘルプ)、住まい(グループホーム)等の提供を行うなど、サービス形態は地域のニーズに応じてさまざまに設定できます。</p>

●引用・参考資料

1. シルバーライフ (平成27年度版), 仙台市健康福祉局高齢企画課, 2015.4.
2. 子ども・子育て支援新制度について(子ども・子育て支援新制度説明会資料), 内閣府子ども・子育て本部, 2015.4.
3. 障害福祉サービスの利用について(平成27年4月版), 全国社会福祉協議会, 2015.4.
4. 宅幼老所の取組, 厚生労働省, 2013.1.

曹洞宗寺院福祉審議会専門部会【委員名簿】

※五十音順

座長	氏名	所属
	石附 正賢	社会福祉法人春日園・理事長、群馬県雙林寺住職
	高原 淳尚	社会福祉法人東城有栖会・理事、風の街みやびら 施設長 広島県医王寺住職
	中里 仁	社会福祉法人東北福祉会せんだんの館・総合施設長 東北福祉大学・特任講師
○	萩野 寛雄	東北福祉大学・教授、山口県圓通寺住職
	萩原 直三	日本アビリティーズ協会・副会長 東北福祉大学・客員教授 社会福祉法人諸嶽会（總持寺内）・理事
	舟越 正博	社会福祉法人東北福祉会せんだんの杜高齢者福祉施設・総合施設長

※本手引書に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒105-8544

東京都港区芝2丁目5番2号 曹洞宗宗務庁
総務部福祉課

TEL03-3454-5421（直通）

FAX03-3454-6705（直通）

生々活々寺院

1 寺院 1 事業の手引き（入門編）

表紙題字 釜田隆文宗務総長

発行日 平成28年6月1日

編集 曹洞宗宗務庁総務部福祉課

発行 曹洞宗宗務庁

東京都港区芝2丁目5番2号

TEL（代）03-3454-5411 FAX（代）03-3454-5423

HP www.sotozen-net.or.jp